

化粧石けんの表示にあたっての参考資料

化粧石けん公正取引協議会

化粧石けんに表示（デザイン、図案等の表現も含む）するにあたっては、その製造販売業者の責任のもと、その使用者（消費者）に誤解（誤認）を与えないよう適正に行うことが望まれる。以下は、その参考となるものである。

○成分の特記表示

配合成分の特記については、配合目的を併記すれば表示して差し支えない。なお、配合目的は化粧品についての効能効果の表現の範囲であって事実であること。

本件の表現については、

薬監第27号・昭和47年2月2日厚生省薬務局監視課長通知

「化粧品における特定成分の特記表示について」のⅠ 取扱い、Ⅱ Q&A に記載されている。

* 書籍 「医薬品・化粧品等広告の実際」

（監修：厚生労働省薬務局監視指導課・東京都衛生局薬務部、発行所：株式会社じほう）

* 東京都保健医療局のホームページ

上記「薬監第27号・昭和47年2月2日厚生省薬務局監視課長通知」が、「医薬品等広告講習会資料 第5章 その他参考事項」に掲載されている。

東京都の講習会資料は今後も年1回更新される予定。最新の情報に注意しておくことが必要。

（アドレス）<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/koukoku/siryou.html>

○効能効果の表示

化粧石けんの表示に関する公正競争規約第7条で、不当表示を禁止しているが、

まず「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称「医薬品医療機器等法」）に基づく範囲であることが望まれる。

パッケージ等の表現は、その内容や方法により、広告と捉えられる場合もある。

本件の表現については、

「医薬品等適正広告基準」及びそれに関する通知集等に記載されている。

* 書籍 「医薬品・化粧品等広告の実際」

* 東京都保健医療局のホームページ

医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等が、「医薬品等広告講習会資料 第2章」として、掲載されている。

東京都の講習会資料は今後も年1回更新される予定。最新の情報に注意しておくことが必要。

（アドレス）

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/koukoku/siryou.files/R4-2syoun.pdf.pdf>

※東京都保健医療局アドレスは今後変わる可能性もあります。みつからない場合は“東京都 医薬品等広告講習会資料”などの言葉で検索してみてください。

以上